取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- ●サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- ●親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行(振興基準※)の遵守
- ●その他独自の取組
 - ※下請中小企業振興法に基づく基準 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- (公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト (https://www.biz-partnership.jp) に提出すると、「宣言」が掲載されます。
- ※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。
 - ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い> 大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

●対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の提出・掲載について

● (公財) 全国中小企業振興機関協会 03-6228-3802

提出先URL: https://www.biz-partnership.jp

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

●中小企業庁取引課 03-3501-1511







公益財団法人

全国中小企業振興機関協会

